

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 7日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒104-8370

住 所 東京都中央区京橋2丁目16番1号

氏 名 清水建設株式会社 土木東京支店
常務執行役員支店長 齊藤 武文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3561-3845

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 土木東京支店
事業場の所在地	土木東京支店が管轄する千葉県内の各区域 （千葉市、船橋市、柏市を除く）
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	令和4年度完成工事高 911億円（土木東京支店管内）
③ 従業員数	652名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙-1」参照

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
「別紙-2」参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙-3」に続く		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	排出量	26,021.30 t	0.5 t
	(これまでに実施した取組) ・4R運動を中核とした建設廃棄物のリサイクルを推進する・最終処分率1.2%以下（汚泥、特別管理廃棄物、一般廃棄物を除く） ・地球温暖化防止の為、土木CO2削減活動の実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	排出量	20,000 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・4R運動を中核とした建設廃棄物のリサイクルを推進する・最終処分率1.2%以下（汚泥、特別管理廃棄物、一般廃棄物を除く） ・地球温暖化防止の為、土木CO2削減活動の実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所からの標準的な産業廃棄物排出フローによる15品目に分けて分別する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所からの標準的な産業廃棄物排出フローによる15品目に分けて分別する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙-3」に続く		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・自社で再生利用を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・引き続き、自社で再生利用を行う予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙-3」に続く		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
・自社で中間処理を行ったことはない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・引き続き、自社で中間処理を行う予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙-3」に続く		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙-3」に続く		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全処理委託量	26,021.30 t	0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ＊建設副産物不適正処理を防止する・・・目標0件 ・建設副産物管理組織の確立			

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
②計画	全処理委託量	20,000	t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0	t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> * 建設副産物不適正処理を防止する・・・目標0件 ・ 建設副産物管理組織の確立 ・ 「建設副産物適正処理計画書及び実績表」の作成・提出 ・ 業者選定 ・ 「建設廃棄物委託契約書」の作成・提出 ・ 「建設廃棄物マニフェスト」の管理 ・ 処理状況の確認・分別・保管 ・ 作業所の自主点検実施 				
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙-1 ④産業廃棄物の一連の処理の工程

支店作業所（現場）からの標準的な産業廃棄物排出フロー





